

実施方法問題視 死亡慰謝料請求

本件は、介護老人保健施設において、入所者A(当時80歳、既往症として糖尿病や、糖尿性病腎症、認知症を患っており、要介護2)が、ショートステイで同施設を利用していたところ、便秘状態が続いた為、看護師がAに對して、トイレ内で中腰の立位のまま浣腸を施した結果、直腸壁に穿孔等が生じたことで直腸壁内気腫となり、そこから最終的に敗血症となり死亡した事案です。

Aの遺族は、看護師による浣腸の実施方法を問題として、債務不履行及び不法行為に基つき2500万円の死亡慰謝料を請求しました。

具体的には、裁判所

は、「浣腸を立位ではなく左側臥位で実施すべきであった」として施設側の過失を肯定し、遺族の請求を一部認めました。この論争

介護施設を取り巻く 法律問題の今

に際しては、被告施設側は、介護の実際の現場では、トイレでの浣腸(立位による浣腸)の実施がやむを得ない場合が多いと主張し、本件でもAが、看護師

最近の介護事故判例から④

の説得にもかかわらずトイレから出ようとしなかったことを挙げて過失がないと反論しました。

しかし裁判所は、立位での浣腸は、直腸の穿孔乃至損傷の危険性を高め、患者の健康を脅かす恐れがあること、しかも大腸穿孔は汎発性腹膜炎から敗血症、多臓器不全に至る予後不良な救急疾患であること、看護師にとってそのような危険性を減少させ、患者の安全を確保することが最優先の責務であること等を述べました。その上で、浣腸の時期の選択や看護師の対応の仕方、さらには施設の環境整備等を工夫乃至改善すれば、介護老人保

立体で浣腸、直腸壁内気腫に 生命、身体の安全、現場の慣行に勝る

健施設においても、立位で浣腸を行うという慣行を改善できるとし、浣腸時の体位については、原則的には左側臥位にすることが法的な注意義務の内容となるものとなりました。その上で、浣腸実施の必要性に加えて、高度の緊急性もあり、かつ左側臥位をとることが当該患者にとって著しく困難であるといった特段の事情がある場合に限り、浣腸を立位で実施することが看護師の裁量として許される旨判示しました。

ただ、損害額の評価において、Aの既往歴や身体状況を踏まえ、800万円のみ認容し、請求額の7割近くを減額しました。浣腸を立位で行った場合に生じ得る直腸穿孔が生命を脅かすリスクを重くとらえ、介護現場の慣行を踏まえても、生命・身体の安全の確保という原理・原則論を重視し、その上で、損害額の評価でバランスをとった極めて適切な判例だと思えます。



長谷川 桃

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
民事企業法務部部長

【プロフィール】
上智大学外国語学部ド
イツ語学科卒業、東京
弁護士会所属、日本司
法支援センター相談員
を務める。
離婚、相続等の家事
一般(涉外事件等含む)
や消費者問題を含む民事
訴訟一般が得意分野。